

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 令和2・3年度の保険料について

令和2・3年度の保険料算定のもととなる新しい保険料率が決まりました。保険料率は2年ごとに見直しをしていますが、医療費の増加や現役世代人口の減少が見込まれることに伴い引き上げられることとなりました。被保険者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。

	平成30・令和元年度	令和2・3年度
均等割額 [被保険者全員が納める額]	40,514円	44,400円
所得割額 [所得に応じて納める額]	7.41%	8.30%
賦課限度額	62万円	64万円

◆保険料の計算式

均等割額	+	所得割額	=	年間保険料 (100円未満は切り捨て)
------	---	------	---	------------------------

基礎控除後の所得(※1) × 8.30%

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

2 令和2年度保険料の軽減措置について

(1) 所得が低い方の軽減

・同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられますが、次のとおり変わりました。

令和元年度		令和2年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合	世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下	8.5割	33万円以下	7.75割
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	8割	33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	7割
33万円+(28万円×被保険者の数)以下	5割	33万円+(28.5万円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(5.1万円×被保険者の数)以下	2割	33万円+(5.2万円×被保険者の数)以下	2割

(2) 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。
- ・所得割額の負担はありません。

※ 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

※ 元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、より高い均等割の軽減(7.75割軽減、7割軽減)が受けられます。

その他ご不明な点は、青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

問合せ先：青森県後期高齢者医療広域連合 (☎017-721-3821) 東通村税務住民課国民健康保険グループ (☎0175-27-2111)
